

## 新型コロナウイルスに関する豪州政府の追加措置発表（3月18日）

### 【ポイント】

● 3月18日、モリソン首相は記者会見し、世界の新型コロナウイルス問題は100年に1度の問題であり、今後6ヶ月以上継続する前提で、幅広く実施可能かつ持続可能な措置をとる必要がある旨述べました。新たな新型コロナウイルス対策の概要は以下のとおりです。

○ 必要不可欠ではない屋内での100人以上の集会禁止措置を新たに導入。

○ 豪州人向けに発出している渡航情報を全世界に対してレベル4（Do not travel）に引き上げ、海外渡航しないように勧告。

● 航空会社各社から、日本とオーストラリアとの間の直行便の減便が発表されております。

● 在豪州日本国大使館のホームページに、豪州での新型コロナウイルス対策について、在留邦人の皆様の役に立つと思われる内容をまとめて掲載しました。

### 【本文】

#### 1 コロナウイルス問題への取り組み

3月18日、モリソン首相は記者会見し、世界の新型コロナウイルス問題は100年に1度の問題であり、今後6ヶ月以上継続する前提で、幅広く実施可能（scalable）かつ持続可能（sustainable）な措置をとる必要がある旨述べました。記者会見の詳細は、豪首相府発表の記録をご参照ください。

<https://www.pm.gov.au/media/press-conference-australian-parliament-house-act-9>

#### 2 新型コロナウイルスに関する追加措置

（1）本18日から、必要不可欠ではない屋外での500人以上の集会に加え、必要不可欠ではない屋内での100人以上の集会が禁止となります。ただし、公共交通機関、医療機関、市場、スーパーマーケット、ショッピングセンター、オフィスビルなどは除外されます。

（2）高齢者ケア施設へは、過去14日間に海外から戻った人、過去14日間に新型コロナウイルス感染者と濃厚接触した人、発熱や呼吸器感染症の症状がある人は同施設へのアクセスを許可されるべきでないとのことです。

（3）豪州人向けの渡航情報（Smartertraveller）を、日本を含む全世界に対して最高レベルのレベル4（Do not travel）に引き上げ、海外渡航しないように勧告しました。また、既に国外に滞在し豪州への帰国を希望する豪州人に対して、可能な限り早く商用便で帰国することを助言（advice）しています。

（4）学校は引き続き開校すべきである。また、国民に対し、生活用品の買いだめをしないことを要請しました。

詳細は豪首相府発表のメディア・ステートメントをご参照ください。

<https://www.pm.gov.au/media/update-coronavirus-measures>

### 3 日本とオーストラリア間の直行便の減便

航空会社各社は日豪間の直行便の大幅な減便を予定または既に実施しています。日本でのご予約がある方や、ご帰国の予定がある方は、状況が非常に流動的ですので、ご利用になる航空会社のウェブサイト等で最新情報を確認してください。

現時点では、全日空が羽田・シドニー線及び成田・パース線について4月24日までの間減便を発表しているほか、カンタス、ジェットスター、ヴァージンオーストラリアからも当面の間の減便が発表されています。

詳細は各社のホームページをご確認ください。

#### (1) 全日本空輸

<https://www.ana.co.jp/ja/jp/topics/notice200206/>

<https://www.anahd.co.jp/group/pr/202003/20200313.html>

[https://contact-sp-jp.ana.co.jp/app/answers/detail/a\\_id/6698](https://contact-sp-jp.ana.co.jp/app/answers/detail/a_id/6698)

#### (2) 日本航空

<https://www.jal.co.jp/jp/ja/info/2020/other/200228/>

#### (3) カンタス航空・ジェットスター航空

<https://www.qantasnewsroom.com.au/media-releases/qantas-group-update-on-coronavirus-response-2/>

#### (4) ヴァージン・オーストラリア航空

<https://www.virginaustralia.com/au/en/bookings/flight-status/travel-alerts/>

4 在豪州日本国大使館は、新型コロナウイルスに関する豪州政府がこれまでに発表した内容や、これから新たに発表される措置で、在留邦人の皆様、旅行者の皆様には有用と思われる内容を逐次ホームページにまとめて掲載することにしました。是非、ご利用ください。

<https://www.au.emb-japan.go.jp/files/100023087.pdf>

#### 【在シドニー日本国総領事館】

Consulate-General of Japan in Sydney

Level 12, 10'Connell Street,

Sydney NSW 2000 Australia

代表電話 (61-2) 9250-1000

Fax (61-2) 9252-6600

Web : [https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

Email : [japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp](mailto:japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp)

※このメールは在留届、たびレジに登録されたメールアドレスに配信されております。

※「たびレジ」簡易登録をされた方で、メールの配信を変更・停止したい場合は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>